

西牧野校区コミュニティ協議会規約

2020年1月27日

第1条 本協議会は、西牧野校区コミュニティ協議会（以下「協議会」という）と称し、事務所を西牧野小学校内に置く。

第2条 協議会は、民主主義の精神に基づき、会員相互の連携を保ち、地域社会のコミュニティの推進、福祉の増進と住民自治の向上発展を図ることを目的とする。

第3条 協議会は、校区内にある次の会員をもって構成する。

| | |
|-----------------|-----|
| 地区自治会会长 | 9名 |
| 民生委員・児童委員校区代表 | 1名 |
| 青少年育成指導委員校区代表 | 1名 |
| 小学校PTA会長 | 1名 |
| スポーツ推進委員 | 1名 |
| 赤十字奉仕団連合分団長 | 1名 |
| 防犯協議会西牧野支部長 | 1名 |
| 地区老人クラブ会長 | 7名 |
| 校区福祉委員会会長 | 1名 |
| 青少年を守る会会长 | 1名 |
| 交通対策協議会校区代表 | 1名 |
| 体育振興会会长 | 1名 |
| 自主防災会会长 | 1名 |
| 元気づくり・地域づくり会議代表 | 1名 |
| 西牧野小学校教頭 | 1名 |
| その他校区内で必要と認める者 | 若干名 |

第4条 協議会に次の役員を置く。

| | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 書記 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監査 | 2名 |

役員は、第3条に掲げる会員の中から互選により選任する。

第5条 会長の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

第6条 会長は運営事務を総括し、協議会を代表するほか、総会を招集する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
3. 書記は協議会の事務を処理する。
4. 会計は会計事務を処理する。
5. 幹事は役員会に出席し、コミュニティ推進に関する事項について審議する。
6. 監査は会計事務を監査する。

第 7 条 削除

第 8 条 総会は会員をもって構成し、協議会の運営に関して審議決定する。

2. 総会は定例会および臨時会とする。
3. 定例会は年4回とし、臨時会は会長が必要と認めるとき開催する。
4. 総会は会員の半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。
ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第 9 条 役員会は会長が必要に応じ召集するものとし、協議会の会務を審議する。

第 10 条 協議会に顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、会長が総会に計り会長が委嘱する。
3. 顧問および相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 協議会に専門部会を置く。

2. 専門部会については、別に定めるものとする。

第 12 条 協議会の経費は、補助金、寄付金などによる。

2. 協議会の事業計画および予算は、総会の議決を経て定め、決算は年度終了後速やかに監査を経て事業報告書とともに総会の承認を得るものとする。

第 13 条 削除

第 14 条 本協議会は枚方市コミュニティ連絡協議会に加盟し、その会則により会費を負担する。

附 則

この規約は、昭和62年4月 1日から施行する。

この規約は、平成 2年6月10日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成10年4月26日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成12年5月14日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成16年4月29日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成23年4月13日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成24年5月13日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成25年6月 1日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成28年4月24日一部改正、同日より施行する。

この規約は、平成29年4月30日一部改正、同日より施行する。

この規約は、2020年（令和2年）1月27日一部改正、同日より施行する。